

事業系有料ごみ処理券及び粗大ごみ品目別手数料等の改定について

令和5年10月1日の廃棄物処理手数料改定に伴い、以下により事業系有料ごみ処理券の料金及び粗大ごみの品目別手数料を同日付で改定する。

1 事業系有料ごみ処理券の料金の改定

廃棄物手数料を1kgあたり46円に改定することに伴い、事業系一般廃棄物に有料ごみ処理券を添付して排出する場合の手数を、次のとおり改定する。

ごみ処理券の種別	現行料金		改定料金		差額	
	1セット	1枚あたり	1セット	1枚あたり	1セット	1枚あたり
10 ㊦券(1セット10枚)	760円	76円	870円	87円(※)	110円	11円
20 ㊦券(1セット10枚)	1,520円	152円	1,740円	174円	220円	22円
45 ㊦券(1セット10枚)	3,420円	342円	3,910円	391円	490円	49円
70 ㊦券(1セット5枚)	2,660円	532円	3,045円	609円	385円	77円

※算定式

ごみ袋1㊦あたり0.19kg換算とし、券種毎に算定を行う。(算定結果は小数点切捨)
 $10 \text{ ㊦券} \text{ 1枚あたり } 87 \text{ 円} (10 \text{ ㊦} \times 0.19 \times 46 \text{ 円})$

他券の算定については10㊦の単価87円を比例計算する。

(例) 45㊦券 @87×4.5=391円(1枚あたり)

2 臨時ごみの手数料改定

植木の剪定や引越しなどで一度に多量のごみ(45㊦のごみ袋で5袋以上)を出す場合は、家庭ごみでも有料(臨時ごみ)としており、一般廃棄物処理手数料を基礎として改定を行う。改定後の処理単価である1kgあたり46円に、1㊦を0.19kg換算とし、ごみ袋の相当リットル数を乗算後、100円未満を切捨て算定する。

※算定例

45 ㊦袋の料金 現行 300円 ⇒ 改定料金 300円(現行と同額)
 70 ㊦袋の料金 現行 500円 ⇒ 改定料金 600円

3 粗大ごみの品目別手数料の改定

粗大ごみの手数料は、品目別に単価を設定している。改定後の処理単価である1kgあたり46円を基本とし、100円未満を切捨て改定額を算定した。

(1) 現行400円 ⇒ 改定後400円(据置)

- 品目例 ・布団 ・電気掃除機 ・扇風機 ・いす(ソファを除く)
・自転車(16インチ未満のもの) ・ストーブ(ファンヒーターを除く)
・テーブル又は座卓(最大辺が100cm未満のもの)
・箱物家具(幅と高さの合計が135cm以下のもの)

※箱物家具とは、タンス、戸棚、サイドボード、下駄箱、隙間家具等の総称

(2) 現行800円 ⇒ 改定後900円

- 品目例 ・ソファ(1人用のもの) ・自転車(16インチ以上のもの)
・ストーブ(ファンヒーター)
・テーブル又は座卓(最大辺が100cm以上150cm未満のもの)
・箱物家具(幅と高さの合計が135cmを超え180cm以下のもの)

(3) 現行1,200円 ⇒ 改定後1,300円

- 品目例 ・畳(一畳) ・テーブル又は座卓(最大辺が150cm以上のもの)
・シングルベッド(ベッドマットを除く) ・ベッドマット(シングル)
・箱物家具(幅と高さの合計が180cmを超え270cm以下のもの)

(4) 現行2,000円 ⇒ 改定後2,300円

- 品目例 ・ソファ(2人以上用のもの) ・ダブルベッド(ベッドマットを除く)
・ベッドマット(ダブル)
・箱物家具(幅と高さの合計が270cmを超え360cm以下のもの)

(5) 現行2,800円 ⇒ 改定後3,200円

- 品目例 ・両そで机 ・箱物家具(幅と高さの合計が360cmを超えるもの)

4 その他

料金改定前の事業系ごみ処理券の使用可能期間及び還付請求期限は、以下のとおりとする。

- ・料金改定後、旧券の使用可能な期間は1か月間とする
- ・還付請求期限は、使用期限から5年経過後の当該月末とする

券種	使用期限	還付請求期限
平成29年10月1日改定分	令和5年10月31日	令和10年10月31日